

4 年金審査課

(1) 年金記録訂正請求に関すること

① 概要

厚生年金保険や国民年金への加入期間や保険料の納付状況などの年金記録は国が管理していますが、その記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求（以下「訂正請求」という。）をすることができます。

訂正請求の手続きは、お近くの日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」という。）で行っていただくこととなりますが、年金事務所で記録訂正できなかった訂正請求については、厚生労働省（中国四国厚生局年金審査課）に送られます。

年金事務所から送付された訂正請求については、年金審査課において、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集並びに周辺事情の調査・照会等を行い、様々な関連資料や周辺事情に基づいて、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による審議結果を経て、年金記録の訂正（不訂正）の決定を行います。

② 実績（平成27年度）

・訂正請求の受付処理状況

件数の区分	平成27年度		
	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数(※1)	29	133	162
処理件数(※2)	27	137	164
中国四国厚生局で処理	26	90	116
訂正決定(※3)	4	52	56
不訂正決定	22	38	60
請求却下	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	0	40	40
訂正請求の取下げ等	1	7	8

※1 受付件数は、平成27年4月～平成28年3月の間に中国四国厚生局管内の年金事務所が訂正請求書を受理した件数です。

※2 処理件数は、平成27年3月～平成28年3月に受け付けた訂正請求のうち、平成27年4月～平成28年3月の間に①中国四国厚生局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数、③訂正請求が取下げ等となった件数です。

※3 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。